

厚生労働省発保 0401 第 12 号

令和 6 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚 生 労 働 事 務 次 官

(公 印 省 略)

令和 6 年度国民健康保険保険者努力支援交付金等の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「令和 6 年度国民健康保険保険者努力支援交付金等交付要綱」により行うこととされ、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

【別紙】

令和 6 年度国民健康保険保険者努力支援交付金等交付要綱

(通則)

- 1 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 72 条に基づく国民健康保険保険者努力支援交付金及び国民健康保険調整交付金（保険者努力支援制度分）（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、法、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号。以下「算定政令」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年<sup>厚生省
労働省</sup>令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る都道府県及び当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の取組（以下「保険者の取組」という。）並びに被保険者の健康の保持増進に係る事業（以下「健康保持増進事業」という。）を支援することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、都道府県が行う法第 75 条の 2 の国民健康保険保険給付費等交付金の交付等（以下「事業」という。）の執行に要する次に掲げる費用を交付の対象として、都道府県に対して交付する。ただし、この交付金の対象が他の国庫補助金の対象となる場合は除く。
 - (1) 保険者の取組について算定政令第 4 条第 7 項に規定する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額が交付される部分（以下「取組評価分」という。）であって、事業に必要な費用の一部に充てるもの。
 - (2) 都道府県が行う健康保持増進事業に要する費用及び市町村が行う健康保持増進事業に要する費用に応じて交付される部分であって、算定政令第 6 条第 3 項の規定による交付金に充てるもの（以下「事業費分」という。）。
 - (3) 健康保持増進事業に関する状況を示す指標に応じて交付される部分（以下「事業費連動分」という。）であって、算定政令第 6 条第 2 項の規定による交付金に充てるもの。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円

未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、交付額のうち国民健康保険調整交付金（保険者努力支援制度分）による交付額については別途内示する。

(1) 取組評価分については、別表 1 により算出された額を交付する。

(2) 事業費分については、次により算出された額を交付する。

ア 都道府県が行う別に定める健康保持増進事業（以下「都道府県国保ヘルスアップ支援事業」という。）については、都道府県ごとに別表 2 の第 1 欄に定める被保険者数に応じた基準額と、別に定める実施事業ごとに同表の第 2 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較し、少ない方の額を交付する。

イ 市町村が法第 82 条に規定する保健事業として行う別に定める健康保持増進事業（以下「市町村国保ヘルスアップ事業」という。）については、市町村ごとに別表 2 の第 1 欄に定める被保険者数に応じた基準額と、別に定める実施事業ごとに同表の第 2 欄に定める対象経費の実支出額から、寄付金その他の収入額及び別に定める事業経費の標準的範囲を超過する額の 2 分の 1 を控除した額の合計額とを比較し、少ない方の額を交付する。

(3) 事業費連動分については、別表 1 により算出された額を交付する。

（交付金の概算払）

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（交付の条件）

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換

し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (9) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を、この交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請手続）

- 7 都道府県知事は、次の申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
 - (1) 取組評価分については、別紙様式 2－1 の申請書
 - (2) 事業費分及び事業費連動分については、別紙様式 2－2 の申請書

（変更申請手続）

- 8 都道府県知事は、この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式 3 の申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 9 厚生労働大臣は、7 又は 8 に定める交付申請書が到達した日から起算して原則として 2 ヶ月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（状況報告）

- 10 都道府県知事は、事業の遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったとき

は、速やかに別紙様式 4 による状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 11 この交付金の実績報告は、次の実績報告書に係る書類を添えて、事業完了の日から起算して 1 ヶ月を経過した日（6 の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から 1 ヶ月以内の日）又は取組評価分は令和 7 年 4 月 10 日若しくは事業費分及び事業費連動分は令和 7 年 4 月 30 日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(1) 取組評価分については、別紙様式 5－1 の実績報告書

(2) 事業費分及び事業費連動分については、別紙様式 5－2 の実績報告書

(交付金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超えて交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(国民健康保険保険給付費等交付金のうち交付金相当分を市町村へ交付する際付すべき条件)

- 13 都道府県知事は市町村に国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）のうち交付金相当分を市町村へ交付するときは、6 及び 10 から 12 までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）のうち交付金相当分の市町村への支払)

- 14 都道府県知事は市町村から国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）の支払請求があつた場合であつて交付金の支払を受けたときは、遅滞なく国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）のうち交付金相当分を市町村へ支払わなければならない。

(その他)

- 15 特別の事情により 4、7、8 及び 11 に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

交付額

○取組評価分について
「令和 6 年度保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分について」（令和 5 年 7 月 7 日保国発 0707 第 1 号）、「令和 6 年度保険者努力支援制度（取組評価分）の都道府県分について」（令和 5 年 7 月 7 日保国発 0707 第 2 号）及び「令和 5 年度保険者努力支援制度（取組評価分）実績調査等について」（令和 5 年 8 月 10 日保国発 0810 第 1 号）における算定方法及び報告に基づき、「令和 6 年度の国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数について（通知）」（令和 5 年 12 月 27 日保国発 1227 第 4 号）において示した令和 6 年度保険者努力支援制度の都道府県分及び市町村分の交付見込額

○事業費連動分について
「令和 6 年度保険者努力支援制度（事業費連動分）について」（令和 6 年 4 月 1 日保国発 0401 第 3 号）における算定方法及び報告に基づき、算出された交付見込額

別表 2

1 基準額					2 対象経費	
○ 都道府県国保ヘルスアップ支援事業 被保険者数に応じた以下の額とする。					○ 都道府県国保ヘルスアップ支援事業 被保険者を対象とし、国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業費から当該事業を実施するために要した次の経費。 報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費（5割助成分）	
被保険者数	25 万人未満	25～50 万人未満	50 万人以上			
基準額	150,000 千円	175,000 千円	200,000 千円			
○ 市町村国保ヘルスアップ事業 市町村国保ヘルスアップ事業として別に定める基準額の算出方法に応じ、被保険者数に応じた以下の額とする。					○ 市町村国保ヘルスアップ事業 被保険者を対象とし、国民健康保険特別会計事業勘定（款）保健事業費から当該事業を実施するために要した次の経費。 報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費（5割助成分）	
基準額①						
被保険者数	1 万人未満	1～5 万人未満	5～10 万人未満	10～20 万人未満	20 万人以上	
基準額①	3,000 千円	4,500 千円	6,000 千円	9,000 千円	13,500 千円	
基準額②						
被保険者数	1 万人未満	1～5 万人未満	5～10 万人未満	10～20 万人未満	20 万人以上	
基準額②	6,000 千円	9,000 千円	12,000 千円	18,000 千円	27,000 千円	
先進的かつ効果的なモデル事業を実施する場合の加算額						
被保険者数	1 万人未満	1～5 万人未満	5～10 万人未満	10～20 万人未満	20 万人以上	
加算額	4,000 千円	6,000 千円	8,000 千円	12,000 千円	18,000 千円	